

第二十四回 参議院地方行政委員会會議録第十九号

昭和三十一年四月十二日(木曜日)午前
十時五十六分開会

委員の異動

本日委員若木勝蔵君及び小笠原二三男君
君辭任につき、その補欠として中田吉雄君
及び水岡光治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君
理事 石村 幸作君
伊能 芳雄君
森下 政一君
小林 武治君

委員

佐野 廣君
田中 啓一君
堀 末治君
安井 謙君
小笠原二三男君
加瀬 完君
中田 吉雄君

國務大臣

國務大臣

政府委員

國家消防本部長 鈴木 琢二君
警察本部長 坂井 時忠君
官房長 荻野 隆司君
警察庁事務部長 奥野 誠亮君
自治庁事務部長 山内 公猷君
運輸省自動車局長 山内 公猷君

事務局側

常任委員 福永興一郎君
会専門員

説明員
國家消防本 横山 和夫君
部総務課長

本日の會議に付した案件

○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消防団員等公務災害補償責任共済基金法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に關する調査の件(地方警察職員たる警察官の都道府県警察に關する定員の基準の暫定措置に關する政令に關する件)

○委員長(松岡平市君) 委員會を開きます。

委員の異動がありましたから、御報告申し上げます。

本日付で、委員若木勝蔵君が辭任せられました。新たに中田吉雄君が委員に任命せられました。

○委員長(松岡平市君) まず、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、以上兩案を便宜一括して議題に供します。なお、兩案は、去る十日衆議院において原案通り可決の上送付されております。これより二案について質疑を行います。質疑のおありの方は順次御発言願います。

○森下政一君 質疑をします前に、いよいよこれから本審査に兩案とも入って参りますが、今日がその審議の第一日なわけですが、この兩案を審議しま

すについては、ぜひ大臣に出席してもら

らう必要があると思つております。そこ

で、委員長で大臣と折衝されて、大臣

は選挙法の問題その他で、非常に衆議

院の方がお忙しののだと思つて、す

が、だからといって、この兩案を審議

するのには、ちよつと一べん二べん形式

的に顔を出されただけでは、参議院の

審議に支障を来たすと思つて、あ

らから一べん大臣と折衝されて、こ

ちらの審議の日程等もお考えになつ

て、大臣の都合を一つ差し繰りをして

もらふことができるような工合に計

らつてもいいと思つて、こゝろです。

それとも一つ、前々から大臣が来

られたら何だと思つて、このこと

一つは、もう四月も三分の一ぐら

きたわけですが、そうすると、参議院

の通常選挙というものは大体いつの

ころでいいことになるのか、大臣から、

もうそろそろはつきりしたことを政府

としてもきめられなければならんこ

ろだと思つて、日取りの予定なんかを

聞かしていただければいいと思つて、こ

の委員會で持つておきますいろいろな

答えを申し上げます。森下君がおつ

しやるまでもなく、法案の審議に大臣

が努めて委員會にお出になることは当

然でございます。ただ、御承知のよう

に、衆議院のいろいろな委員會とかち

合うというふうなことで、今までは、

特に今議題に供しております阿法案に

ついては、予備審査の段階でもありま

したし、非常に大臣の要求を強くは要

請してありません。本審査になりまし

たし、ことにこの阿法案は、地方財政

の關係上、すみやかにいずれとも結論

をつけなければならぬと思つて、委員

会に出られて、相當の時間にわたつて

委員との質疑応答に當られるように、

委員長責任をもつて手配いたします。

なおまた、後段述べられた参議院の

通常選挙の日取り等について、担当大

臣としていかに考えておられるかとい

うようなことは、これはまた、當委員

会の審議のみならず、参議院の非常

注目している事態でもあります。し、

當委員會において大臣に所見を聞くこ

とは、これはまた、今日必要なことだ

と思つて、それらの点につきまして

だから、委員會として政府の希望通り

に沿ふるかどうか、これは問題があろ

うと思つて、しかし、何せ年度に

入つて、実施が迫られておる内容でも

あるし、政府の仕上げる期日に対する

希望なり、あるいは委員の大体の意向

なり段取りがもしお話し合いがつくよ

うなら、予定というか、日程表のよう

なものを、大体のスケジュールをきめ

ていただければ都合がよいかとい

う気もするのですが、あわせて、これ

はどういうふうになるかわからぬが、

お諮り願ひたいと思つて、

○委員長(松岡平市君) その点につき

ましては、一つぜひ委員各位の間で

お話し合いを願ひたいと思つて、で

きれば本日も、まず各会派の理事の

間でお話し合いをつけていただきまし

て、あと来る法案、今ペンディングに

なつておる法案はわかつておるのだ

から、これをどういうふうにしていく

かというところは、ぜひこの委員會の運

営のために、各位の御協力をお願い

します。

いかがでしょう。理事の方ですみや

に、今ここで議題になつております

ものについて、どういうふうにして審

議を結了するかというのを本日に

もお話し合いを願ひたいと思つて、

○小笠原二三男君 そろそろ話し合

ひをすることは、それは当然のことであ

ります。ところが、何せ大臣に出席して

らつて、總括的に、地方財政の問題につ

いてのみならず、地方財政計画等につ

いて、基本的な問題について所信を聞

か、

か、

か、

か、

か、

か、

か、

か、

か、

か、

か、

か、

か、

か、

か、

いた上でないと、その後の扱いを簡単に済ませるか、慎重にやるかわからぬ。従つて、大臣の出席を求めて質疑をし、大臣の政府側としての意向はどうなのか、それをはつきりさせた上で、それを受けて、日程等についても御返答いただきたいと思ひます。いつ大臣が出て来られるか、そのスケジュールを委員長が聞いてというふうなことでなくして、国会として、本審査になつて重要な総括質疑をしなければならぬ段階なので、大臣の出席をまず求めてもらいたい。

○委員長(松岡平市君) ちょっと速記をとめて。

午前十一時七分速記中止

午前十一時二十八分速記開始
○委員長(松岡平市君) 速記を始めて下さい。

○小林武治君 税務部長に、今度の電電公社の納付金のことを少し尋ねたいのです。電電公社から納付金をするの納付金の地方団体に対する配分の方法は、どういふふうにきめておられるのか、まずお伺いしたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 土地、家屋、償却資産、三者を自治庁の方で評価をいたしまして、これを所在の市町村に評価額を配分するわけでありまして。その場合に、原則として、土地や家屋は、必ずしも一体として評価しなければ評価できないものじやございませんで、所在の市町村の納付金対象価格となるというふうに考へております。償却資産につきましては、一体として評価しなければ評価できないものでありますので、加入者数でありますとか、あるいは電線の基柱であります

とか、そういうもので分割したらいかうなものだろうかというふうに存じております。なお、この点につきましては、郵政省と話し合ひをいたしておるわけでございますが、昨日、郵政省の方からは、全部を電話加入者のようなもので分割できないものだろうかという話がございます。そこでいろいろ話し合ひをいたしてみますと、郵政省としても、たとえば無線関係の中継所のようなものは、土地、家屋、償却資産としてよろしいのだというふうな話もございまして、それじゃお互いにもう少し適當な方法を打ち合してみたい、こういうことで、なお検討している最中でございまして。

○小林武治君 この納付金は、公社に納付するに相当する負担であります。納付金をするために、公社の従業員を増加するといふようなことは、極力これは避けなければならぬと思ひますが、この配分方法あるいは評価方法いかんによつては、相当の人数を増さなければならぬ必要も起きてくると、こういうふうに思ひますが、われわれの希望としては、人員の増加をせないでこの実施のできるように、特に一つ郵政省と話し合つて、自治庁の総理府令なりその他をきめてもらいたい、と、こういうふうに思ひますが、どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 御趣旨全く同感であります。できる限り簡素な方法で、なお法の趣旨を満たし得ることができないものかというところで検討していきたいと思つております。

○小林武治君 まあ鉄道も電電公社も、初年度は四分の一、翌年度は二分

の二と、こういうふうになつておりますが、これは何のためにこういうことをやつたのか、場合によつたら四分の一でずつといたつたらいいんじゃないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 国鉄にいたしましては、電電にいたしましては、そうであるが、採算のとれないようなところでありまして、積極的に鐵道を敷設したり、あるいは電信設備を敷設したりしたというわけではございませんので、そういう意味において、普通の固定資産税よりも軽減した額の納付金にしたい。そういうことで、一般の例に準じまして、二分の一と考へたわけでありまして。しかしさらに、三十一年度は初年度でありますし、税金を緩和するといふ意味で、その半分の四分の一ということにいたしているわけでございます。

○小林武治君 今の発電施設などの税については、新設のものは特にこれを五カ年間軽減すると、こういうことになつておりますが、鉄道でもあるいは電電公社でも同様な事態が起きるが、こういうものの軽減措置をせざる必要があると思ふのですが、これはいかがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のように、発電施設につきましては、最初の五年と五年、十年だけについては軽減措置をとっております。国鉄や電電公社の施設につきましては、恒久的に軽減措置をとります。二分の一ということにはいたしてやういふ特殊な考慮を払つては、特にお話のやうな方法はとらな

いであらういふ方法はないかというふう

に存じているわけでございます。

○小林武治君 今のお話が私は理屈が合ふと思ふ。公共施設であるから、初めから二分の一にしてあるのです。だからして、新設のものも、発電の關係に準じて、これをさらに軽減するといいやうな措置をされるのは当りまえじゃないか、こういうふうに思ふが、これを要する気はありませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 発電施設につきましては、国鉄の持つておりますものに對しまして、現に固定資産税が課せられてゐるわけでありまして、この現に固定資産税が課せられるものに對しましては、一般の原則に従つて三分の二を軽減して、最初の五カ年間は三分の一を軽減する。十一年目からは普通の姿になるわけでありまして。従いまし

て、発電施設等現在地方税法で軽減措置を設けておられますもの、そういうものについて、国鉄や電電公社に適用にならないものといふのはないのじやないだろうかといふふうに思つております。ただ地方税法にないものについて、何か範圍を新しく設けていくといふことになりまして、御説のやうな問題が起つてくるんじゃないかといふふうに思つております。

○小林武治君 二分の一にされたことは別に、これ全体として施設の特長性から二分の一にされたので、新設のものについてある程度の緩和措置を講ずるといふことは、私は他のものと同一扱いをしていいと思ふ。こういうふうには二分の一であるからして、新設のものはその上の緩和をする必要はない、こういうふうなことが理屈に合ふと思ひますが、どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 軽減措置という意味で特にお話になつてゐると思ふのでございまして、全体の電電公社なりあるいは国鉄なりの負担ということを中心にお考へていきますならば、ことさらに部分的に取り上げまして、煩瑣な計算をいたしますよりは、評価も全資産について一括して行つたわけではございません。一なり四分の一の方式の方がいいのじやないか、もとより二分の一がいいかどうか、これは大いに議論のあるところと思ひますが、できるだけ簡素なやり方をいたしていきたい。もし特殊な計算方法を用いますと、その部分だけまたいろいろと資料を集めなければならぬといふやうな問題にもなつて参りますので、二分の一がいいか悪いという議論がございまして、やういふやうな方式をとりたいといふふうに存じたわけでございます。

○小林武治君 ことに今の問題は、国鉄などの新線といふものは、全く相當期間採算が合わない。初めから赤字経営のものと、ことに地方の必要のために開くもので、その地方に地方税的なものを払ふことは、それだけ矛盾しているのじやないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 国鉄は、まあ全体について評価をいたしまして、軌道の伸長などで按分していきたいと思ひます。私鉄の場合には、区間が限られてゐるものでございまして、原則として評価額が全部所在市町村の収入になるわけでございます。そうしますと、所在の市町村としては、建設当初莫大な固定資産税が入つてきて、それ

がどんどん減っていく、こういうことは所在の市町村の財政の激変という点から考えてもおもしろくないから、かなり長期間にわたってある程度安定した収入をたらすようなやり方をしたい、こういう考え方も、最初の五年間は三分の一を軽減し、次の五年間は三分の一を軽減するというような方式をとっているわけでありまして、しかし、国鉄のような施設になつて参ります、全国的にまたがつていられるものでありますから、新線といえども全体の評価の中に含まれていきたい。それを何によつて分割をして、所在の市町村の財源にだけだけをするかということは、別な角度から考えていってもいいのじゃないか、こういうふうに考えております。

○小林武治君 今の施設の施設というのは、これは毎年増加するものなんでは、はつきり区別できるんで、これを課税価格をあとで審査することは一向めんどうでないと思うので、私はそれが理屈に合つてゐるんじゃないかと思うのです。過去の、現在財産というものは、それは全体として二分の一、新設の財産はなおはつきり区別できる。そういうことが国鉄なり電電公社で希望するならば、これを入れてやらないという私は理屈はないと思うのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在としております軽減措置は、もとより税を納めます場合の負担緩和の問題でございまして。それと同時に、所在の市町村の、今申し上げましたような財政の激変緩和の問題もあるわけで、後者の方は、別に国鉄のような全国的なものにつきましては考える必要はないのじゃないか、こう思っているわけでありま

す。前者の方の、納める側の負担緩和ということになりまして、やはり全体の負担が適当であるかどうか、そういうような新線をどうにか開いていかなければならない、採算が合わない、こういうことを考慮しながら、全体として負担の緩和をはかつていく、こういうことが問題にならうかと思ひますので、たびたび申し上げますような二分の一方式の方が妥当でなからうかというふうに思つたわけでございまして。

○小林武治君 今の電話にしても、鉄道にしても、町村の方が多少自分で負担してもつてもらいたい、こういう希望が非常に強いが、納付金の軽減ということはできませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 納付告知書を交付することは、市町村の権利の遂行ということになりまして、従いまし

て。それは当然市町村としては、納付告知書の交付というものをやつていくべきだと思います。従いまし、どうしても別途に何かしうということになりまして、それは補助金ということになるのでありまして、けれども、国鉄に必要な施設を積極的に市町村の負担でやつていくという問題になるの

は、なかなかあるかというふうに存じます。

○小林武治君 今の問題、たとえば地方でもって工場を誘致します。その場合に、何力年間固定資産税を免除する、こういうふうな約束をしている所がよくあります。が、電信電話あるいは鉄道についても、納付金を全然とらない、こういうことは、私はやつたらできると思うのだが、それをさせない、こういうことですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 税の問題につきましては、市町村が条例でその団体の税制を定めていくわけでありま

す。どのような税法を用いるか、どの範囲に課するか、これはすべて条例の定める範囲でございまして、その中であります。しかしながら、納付金の問題は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律、これに基いて当然定

まつてくるわけでありまして、別途に市町村の条例を設ける必要はないのでございまして。従いまし、法律上当然に入つてくる財源でありまして、それを放棄するということとは、法の趣旨に反してゐるのじゃないかと思ひます。

しかし実質的に、今申し上げましたように、それにかゝる、別途に負担をしていくということはあり得るというふうに思ひます。

○小林武治君 そうすると、今の納付金の軽減は法律上すべきでない、こういうことですか。

○政府委員(奥野誠亮君) そのように考えております。

○小林武治君 それからして、もう一つの問題は、公益法人等は、研究所とか、そういうようなものは固定資産税をとらない、こういうふうになつておる。国鉄にしても電電公社にしても、財源目録等は国会の承認を経ておる。これをそのまま使うということになり

ますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 法律上は、御承知のように、固定資産税については固定資産の評価の基準、これに準じて評価するということになつております。電電公社につきましても、すでに再評価が行われておりますし、あるいは再評価の仕方というものは、固定資産評価基準と大同小異じゃないかというふうに思つております。従つ

て、再評価が行われたものにつきましては、原則としてそれに準ずるのじゃないかというふうに思つております。国鉄の場合には、まだ再評価が完成していないようではございまして、どうやるか、なお、固定資産評価基準に準じながら、その範囲について検討していきたいというふうに思つております。

○小林武治君 今の点ははつきりしてまいりたいのですが、電電公社等も、とにかく一応の十分な再評価をして簿価をきめておる。従つて私どもは、これを直すには相当の年数を食ひ、こういうことではありますから、今のお話は、再評価のできた電電公社の財産価額が大体そのまま使用できる、こういうことですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 原則的にはそれがそのまま乗つかれるのじゃないだらうかというふうに考えております。

○小林武治君 それから、最初の問題ですが、この二分の一、こういう問題は、何か特別なあれがあつてきめたのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) いろいろ負担緩和をいたします場合に、二分の一というふうなのが普通じゃないだらうかというふうなことから、大きく負担を二分の一にするというふうな考え方に達したわけでございまして。

○小林武治君 従つてこれは、場合によつたら、一つの見当だから、何分の一になつてもいいのだ、こういうふう

に言つても差しつかえないですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 臨時税制調査会でいろいろ検討しております

ときにも、三公社に固定資産税を課すればどれくらいになるか。当時まだ再評価は行われておりませんし、見当もついていないわけですから、さういふ百億内外じゃないだろうか、さういふふうな推察をしていただくことがございす。従いまして、固定資産税を課するとした場合には、さういふ金額を目途にして、もし再評価の結果もつと収入がふえるのであれば、税率を加減したらいかがなものであろうか、さういふふうなお話があったわけでございます。さういふふうな線でご参りしても、大体二分の一、さういふふうなことになるのでございすから、今申し上げましたような趣旨ともからみ合わせまして、終局的に二分の一とさういふふうな決定したのでございす。

○小林武治君 今公社の關係は、この結果約七億餘千万円、さういふことになるのでありますが、この間連合審査の場合にも、通信委員の人からお話しがあったように、とにかく町村合併の結果として、電話統合ということが地方の非常な切実な要求となっている。従つてこれは、政府として何としても遂行させなければならぬ。また地方行政委員会としても一つの責任である。現によりやくこの三十一年度たった十億計上した。十億計上したのに、しかもこのために七億取られてしまふ、さういふことになる、非常に一つの矛盾を来たす。電話の施設統合ということ、これは町村自体の要望であつて、電電公社としては、自分がやればむしろ非常に経費がかかつて、さうして採算が合わない。どうしても地方が、町村合併の一つの条件としてこれをやりたいといふことになるので、今後こ

れを遂行していく場合には、むしろさつきの話のように、納付金なんかどうでもいいから、とにかくやつてくれ、さういふことが必ず起きてくると思うのであります。今の問題について、自治庁方面でこれを勧奨して、さうしてこれを辞退とか、事実上やめた場合には、財政計上上それをしなくとすといふふうなことはしないかどうかとさういふことを心配しているんですがね。

○政府委員(奥野誠亮君) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金も、地方交付税を計算します場合には基準財政収入額に算定して参ります。従いまして、この納付金相当額を實質的に市町村の収入として参りませんと、結果的には交付された地方交付税のほうをそれだけ減つて参りますので、實際問題として非常に困難じゃないだろうかといふふうな思つておられます。電話設備の増設等を市町村が非常に希望して参りますし、またさういふ意味において電話債券の引き受け等に対して非常に協力をしている。さういふ事例はしばしば聞いているわけでございます。今後ともさういふ面におきます協力、一そう強くなつて参るものとさういふふうに期待をいたしております。しかしながら、交付金そのものを辞退をする余裕がさうであるかといふことについては、かなり疑問だらうと思つております。

根底の考え方をとしてやつていただきましたといふことを強く要望しておきます。

○小笠原三男君 前にも聞いたときに、奥野さんね、公営住宅の第二種ですね。それについては、衆議院で一応長官も特殊な発言をしておられるような答弁だったが、その中で、あなたの答弁ですと、一般財源で措置するの操作でこれを見る必要があるといふような御発言があったように記憶しております。その点確めておきたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 第二種公営住宅については、府県に交付金を交付いたしました。市町村に交付金を交付いたしました。この額相当分は特別交付税として当該府県に交付いたします。さういふ考えを持っておるわけでありす。

○小笠原三男君 そりすると、これは既設のもの、将来できるかどうか知らんですが、やはりその種の低額所得者を収容するやうな公営住宅については、特段にやはり検討を加える必要があるといふお考えはお持ちになつておるわけですね。

○政府委員(奥野誠亮君) 今申し上げましたのは、三十一年度についてさういふ措置をとりたいといふふうに考へておるわけでありす。

○小笠原三男君 それから、北海道などでは、寒地住宅といひますか、特別な立法で耐寒建築ですな、コンクリートその他でやつておるのが多いのです。それで補助もあるけれども、いずれ自己負担も大きいのですが、さうすると、やはり評価が四割、二割と落ちるにしても、金額そのものは相

当になるのです。内地よりは、家賃に転嫁するとなれば、転嫁される部分が大きいんじゃないかと思うのですが、さういふふうには見当をつけておるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 第二種公営住宅を鉄筋でしているのも最近出て参つてきておるわけでございます。ただその場合には、国で二分の一、一、二、三、四の二を補助するわけでありすから、家賃の限度額が自然三分の一の自己負担を基礎にして計算される。その結果、相対的には安くなつてくる。さういふことになるわけでありす。同時にまた、交付金の額も、第一種公営住宅であります。四割でありす。第二種公営住宅であります。二割になるわけでありす。さういふ点において相対的に安くなつてくるんじゃないか、さういふふうな考へておるわけでありす。

○小笠原三男君 それでは、まあ一般的に立法過程からお尋ねしたいのですが、事務当局としては、本心はこれは一般交付金等で見ようという方が本心だったのですか。個人に転嫁させていくのだといふことが本心だったのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 公営住宅については、住宅政策の問題があるだらうと思ひます。国の住宅政策に関する部分につきましては、それを排除するやうなやり方を地方においても避けたらう、さういふ考へ方を持っております。事業の部分につきましては、家賃も徴収することでありすので、また、家賃の中にもいろいろな経費が入つておるわけでございます。その場合には、固定資産税相当額がその部分に入つて入つてきましてもやむを得ないじゃないか、さういふ考へ方を持っております。国家公務員の入つておる住宅もあ

○小笠原三男君 一般的には、私はさうだと思ひます。しかし北海道の場合は、全部耐寒建築でなくちゃならぬように規定されているのです。従つて内地となれば、木造の低家賃の住宅に入るやうな低額所得者も、耐寒建築に入らなければならぬのです。それで、個人の収入と家賃とのバランスといふものの上からいへば、転嫁される場合には、北海道における低額所得者といふものは、内地以上に強いかかつていくのじゃないかと

○政府委員(奥野誠亮君) 公営住宅に就いては、住宅政策の問題があるだらうと思ひます。国の住宅政策に関する部分につきましては、それを排除するやうなやり方を地方においても避けたらう、さういふ考へ方を持っております。事業の部分につきましては、家賃も徴収することでありすので、また、家賃の中にもいろいろな経費が入つておるわけでございます。その場合には、固定資産税相当額がその部分に入つて入つてきましてもやむを得ないじゃないか、さういふ考へ方を持っております。国家公務員の入つておる住宅もあ

○小笠原三男君 一般的には、私はさうだと思ひます。しかし北海道の場合は、全部耐寒建築でなくちゃならぬように規定されているのです。従つて内地となれば、木造の低家賃の住宅に入るやうな低額所得者も、耐寒建築に入らなければならぬのです。それで、個人の収入と家賃とのバランスといふものの上からいへば、転嫁される場合には、北海道における低額所得者といふものは、内地以上に強いかかつていくのじゃないかと

○政府委員(奥野誠亮君) 公営住宅に就いては、住宅政策の問題があるだらうと思ひます。国の住宅政策に関する部分につきましては、それを排除するやうなやり方を地方においても避けたらう、さういふ考へ方を持っております。事業の部分につきましては、家賃も徴収することでありすので、また、家賃の中にもいろいろな経費が入つておるわけでございます。その場合には、固定資産税相当額がその部分に入つて入つてきましてもやむを得ないじゃないか、さういふ考へ方を持っております。国家公務員の入つておる住宅もあ

るわけでありまして、同じように使われておるにもかかわらず、単に国有であるから、あるいは県有であるからというだけで、固定資産税を課さないということは適当ではない、こういう考え方を持っておるわけでありまして。さらに、それを住宅政策の面から、どこまで積極的の家賃の額を下げていくか、これは別の政策の問題ではなからうかというふうに考えております。

○小笠原三男君 非常にこまかい話ですけれども、警察官等は除外されるのです。たとえば警察署長の住んでいる官舎等は、これでは除外される方向に行くのです。その点もお尋ねしたいのですが、ところが、一般の警察官で公営住宅に入っている者は、家賃に転嫁されるのであれば、一般警察官の方が払いが大きい。警察署長の方は堂々たる官舎に住まっておって、そういう負担はない、こういうこともあるのです。まあそれは、前提が狂えばそういうこともないのですけれども……。

○政府委員(奥野誠亮君) 警察署長住宅だから、交付金の対象にならないとは考えていないわけでありまして。要するに公邸と言われるような、どちらかといえば会議であるとか、あるいは人の接待であるとか、そういうことにもつばら利用されているようなものにつきましては、これは交付金の対象から放して、公用的なものだというふうに考えております。私たち、一般の署長住宅というものは、そういうような公用施設に準ずるものだというふうには考えておらないわけでありまして、原則的にはやはり交付金の対象になるものと存じております。

○小笠原三男君 どうかそれは聞いているかと思うのですが、第二条第三項の第七号ですね、この内容や、八号の内容をお示し願えませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 国家公務員のための国設宿舎に関する法律第十二条を引いておりますので、それを読み上げてみます。「無料宿舎は、左に掲げる国家公務員のうち政令で定める者のために予算の範囲内で設置し、無料で貸与する。」一号「本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務、通信施設に關連する非常勤務又はこれらと類似の性質を有する勤務に従事しなければならない者」二号「研究又は実験施設に勤務する者であつて継続的に行うことを必要とする研究又は実験に直接従事するもの」三号「へき地にある官署又は特に隔離された官署に勤務する者」、四号「官署の管理責任者であつて、その職務を遂行するために官署の構内に居住しなければならないもの」というふうになつておるわけでありまして。

八号の政令の内容であります。今考えておりますのは、一つは、国有財産特別措置法第七條第一項の規定で、「水害、風害その他の災害の防除若しくは復旧又は土地の開拓、水面の埋立若しくは干拓その他の天然資源の開発事業」を行う者に貸し付けている固定資産で、当該事業者が同法同条第二項の規定により無償で使用し、又は収益することが出来るもの、

二号は、北海道国有未開地処分法の第三条の規定によつて無償で貸し付けている特定地及び同法第四条の規定によつて無償で貸し付けている公用また

は公共の利益となるべき事業に供する土地等でありまして。

三号は、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律第一条の規定によつて、財団法人日本遺族会に無償で貸し付けている固定資産、

四号は、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法第十条の規定によつて、農業振興計画による事業を行う地方公共団体その他のものに無償で貸し付けている固定資産、

五号が、国家公務員共済組合法第七条の規定によつて、無償で組合の事業に供している固定資産、こういうふうなものであります。

なお四、五項目ございしますが、あとで必要に応じて御連絡いたします。

○小笠原三男君 あとで、具体的にこういうものだと列挙をしたようなものがありましては御披露願いたいと思ひます。そうでないと、どうもこの条文だけを見ただけでは、どういふものが該当するのか、今聞いたばかりでは、警察官舎などについても相当疑問があるように思ふのです。これは個人住宅というふうなものでなくて、そこに居住することを強制され、そして昼夜突発事故に対して公務に従事する態勢を常にとつておるわけですからね。どういふ解釈になりますか、そういう点もはつきりしたいと思ひます。将来委員会なり、国会なりで、これはひどいじゃないかという意向が強く出るといふような場合には、相当やはり一般財源で見られるように、財政計画上も適当な考慮を払うというふうな余地があるのですか、ないのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今の署長住宅に關連する問題であります。要するに公用的なものについては交付金の対象としない。公用的のものであります。一般的に使用料を徴収しないので、使用料を徴収してあるか、徴収していないかということが一つの判断の基準になるのではないだろうかといふふうに存じておるわけでございます。

具体的問題につきましては、多少判断のむづかしいものも出て来るかと思ひますけれども、それらの点につきましては、できるだけ酌量にわたらないようにな考慮の方で指導して参りたいというふうに存じております。なお、やはり国有、府県有でありまして、使用状況が一般の場合と同じであります。場合には、交付金の対象とすることが筋合ひではないからうか、それを国なり府県なりが自己負担にするか、あるいは使用者に転嫁するかというところは、現に使用料をどういふ考え方で徴収しておるかということにも關連して来るのではないかと存じております。

○委員長(松岡平市君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記をつけ

午後休憩いたしました。

午後零時十八分休憩

午後一時五十七分開会

○委員長(松岡平市君) 委員会を再開いたします。

委員の異動を報告いたします。委員小笠原三男君が辞任せられました。新たに永岡光治君が委員に任命をせられました。

○委員長(松岡平市君) 消防団員等公務災害補償責任共済基金法案を議題にいたします。本案につきましては、去る五日、政府より提案理由の説明及び内容説明を聴取いたしました。本日は、大蔵國務大臣が出席されておりますが、最初に本案に關し発言を許します。

○國務大臣(大蔵唯男君) ちよつとこあいさつを申し上げたいと存じます。今回提案いたしました消防団員等公務災害補償責任共済基金法案の提案理由につきましては、先に國家消防本部長から御説明を申し上げました通りでございます。

消防団員等の公務災害補償につきましては、徹底した制度を確立し、その完全な実施をはかりますことは、全消防関係者の多年の要望でありまして、今回これが実現を御審議によりまして得ることができましたならば、消防団員等の士氣を高揚させることはもちろん、ひいては消防力の強化に資するところきわめて大きいものがあると確信いたします。このような意味におきまして、政府といたしましては、基金に対する國庫補助として四千万円程度の予算措置をいたし、本制度の運営を円滑ならしめたいと考えております次第でございます。

かようなわけでございしますから、何とぞ皆様におかれましては、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切にお願い申し上げます。以上申し上げます。一言申し上げましてごあいさつといたす次第でございます。

○委員長(松岡平市君) これより、本案に対する質疑に入ります。なお一、

す。それで御納得下さいましたけれど、念のためにも、もしものことがあつてはいかんから、付帯決議をつけておこうという御趣旨ででき上つたものでございまして、さよう御承知おきを願ひます。

○委員長(松岡平市君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記をつけ

○国務大臣(大蔵省) 先ほどの私の発言中に、明瞭を欠いておつたといふやうなうらみがございまして、念のためにもう一べん、一つ申し上げさせていただきます。

それは、この四千万程度の措置と申しますのは、補正予算等を組む等、何かの方法をもつて、適当な方法をもつて、四千万程度のものは政府は支出すると、かように御訂正をお願いしたいと思います。

○伊能芳雄君 この第九条の「締結するものとする」といふ書き方は、これは、各市町村は必ずこの基金との契約を結ばなくちゃならぬと、一つの義務制にしてあると、こういうふうに考えていいですか。

○政府委員(鈴木琢二君) これは、全市町村が契約を結ぶというのを一応建前にしておるといふ考え方でござい

○委員長(松岡平市君) ちょっと私から今の点について……、建前にしておるといふことはどういふことか、あ

いまいで、今伊能委員が聞かれたことは、これは義務制であるか、義務制でないかというのを聞かれておるので、建前にしておるといふことは、これは重要な事柄であります、法案の上で

です。もつとはつきり、政府は、あまいでない答弁をしていただきたい。

○政府委員(鈴木琢二君) 制度として、

○伊能芳雄君 つまり、市町村は契約

○政府委員(鈴木琢二君) その通りで

○伊能芳雄君 そうすると、全国の消

防団員を対象とする契約ができる、従つて十一條によるこの政令によつて、団員一人当たり幾らかとか、あるいは人口一人当たり幾らかというふうな基礎が出来れば、全部でどのくらい掛金が年間集まるというところがもうはつきり数字で出てくるわけですね。そう考えていいですか。

○政府委員(鈴木琢二君) その通りでござい

○伊能芳雄君 そこで、さっきの四千万円というのが突然ぽつと、今大臣の御発言の中に出てきたのですが、こ

○政府委員(鈴木琢二君) 本部長で

あるいは総務課長でもいいから、こまかい数字はいいから、ごく概略、団員について一人当たりやつたらこのくらいになり、市町村の基礎的なものがこれだけになる。これは総計して幾らの掛金になる、どれだけ支払いがあるかと認めて、四千万円補助すればこうなると、こういう経過的な数字がなければならぬと思うのです。その数字は

いろいろな、この資料の中には、現在のやつてゐる状況が書いてあるけれども、今度やろうとするものに対して、唐突に四千万円が出てきたので、私どもは、四千万円がどういふところから出てきたかというところも理解できない。この点を御説明願ひたい。

○政府委員(鈴木琢二君) 基金の業務

に要する経費の総額は、概算いたしま

して、大体一億六千六百万円程度と現在

推定いたしております。それで市町村

からの掛金として見積つておりますのは、大よそ六千六百万円ばかりでござ

います。それに国庫から四千万円を加えまして、一億六千六百万円、こういう推算をいたしております。

○伊能芳雄君 今の全国の市町村からの掛金で六千六百万円、それにこの四千万円を足して一億六千六百万円、それで四千万円を国庫から出してもらいたい、と、こういうことなんですね。そうすると全体の大体四割ぐらゐを国がみてやる、こういうことになるわけですか、四千万円という数字は。

○政府委員(鈴木琢二君) 大体四割弱

○伊能芳雄君 そこで、一億六千六百万円という数字で、まあことし、普通の年の例として、従来消防団員が公務災害でなかなか十分補償してもらえなかつたというところで、この基金ができたのですが、これによつて今まではこのくらいしかもらえなかつたが、今度は四千万円補助して、この基金ができることによって、これだけ消防団員の補償がよくなったという説明が欲しいと思

消防団員等の災害補償を、これを死亡した場合の例をとつてみますと、平均しまして、大体死んだ場合に三十万程度の補償金を支給されております。この制度によりますと、地方公務員に準じた支給をすることになりますので、最低四十五万、最高七十七万七千余りとなりまして、平均いたしまして五十三万二千余りになります。ですから大体現在の実情に比較いたしますと一・八倍程度になる見込みでござ

○伊能芳雄君 資料としてもらつてお

る中に、この十一條による政令によつて定めようとする考え方の団長、副団

長その他役員並びに一般団員について

の擬制の給与と言ひますか、号俸が出ていますが、大体これは今のところこ

ういうふうな支給の仕方をしたい、政令によつてこれをきめたい、こういうふうな考へてゐるわけですね。

○政府委員(鈴木琢二君) さようでござ

○伊能芳雄君 そこで私はこの表のうちで、大体役員の段階を二段階、それ

に一般団員と三段階に分けておる表があるのですが、これによると、団長、副団長というのが一つの段階、その次が分団長、部長、班長という階級、それから一般団員という三つに分けておる。そこでこの団長と副団長というの

は責任が非常に重なると思うのです。団長と副団長を同じにするということは、どうも適切でないように思ふ。この点についてどうお考えですか。

○委員長(松岡平市君) 説明員にこの

機会に発言を許します。

○説明員(横山和夫君) ただいま伊能

委員から御指摘になりました、やがて政令で定めるべき支給額の決定における擬制俸給の問題でございまして、これはただいま御指摘になりましたのは、団長、副団長の間にさらに横割りを入れるべきじゃないかという御趣旨だつたかと思ふのでございまして、確かに団長と副団長とは責任の度合いが違つております。従ひまして、その責任に応じて分けるという建前から、さ

らにこれに横割りを入れるということも一つの筋だと思ふのでございまして、なお、とりあえず資料として御提出申し上げましたこの消防団員の死亡に伴う補償費の一覽表と申しますのは、一つの案案でございまして、単に団長、副団長の間の問題のみならず、最低の支給金額と最高支給金額とのこの差額をさらに縮めたいといふのではないかと

いうような意見とか、あるいはその他縦割りの問題につきましても相当技術的に問題があると思ふのでござい

ます。従ひまして、目下政令の内容においてさらに検討いたしておりますが、その機会に今御指摘のような御趣旨を体

しまして、最も実情に即して、しかも合理的なる線をはき出すように努めたいと、このように考へておるわけであり

○委員長(松岡平市君) ちょっと私関連して質問します。

第九條の、今、伊能委員が指摘した「契約を締結するものとする。」というところは、これは義務の規定である、しなければならぬということだと、さういふふうに言っておられる。さうして十條のただし書き、「ただし、次條の規定による掛金を支払わない市町村に対しては、この限りでない。」、この十條では、掛金を契約しながら掛金を支払わない公共団体、市町村を予定しておられる。片方はこれは義務で締結しなければならぬという、そしてそのすぐ次の条には掛金を支払わない市町村があることを予定しておられる。どうも私はその鈴木君のさっきの御答弁は前後矛盾すると思う。もし九條が今言うように市町村に義務を課する規定であるならば、これは当然十條で掛金を支払わない市町村を予定するというようなことは、法文の体裁上おかしいと思うのだが、どういふお氣持ですか。

○説明員(横山和夫君) 第九條の「契約を締結するものとする。」と申します意味は、先ほど本部長から御説明申しましたように、この基金制度における建前として、当然にこれが強制契約が基金と市町村との間に締結されることを予想し、期待しておる規定であります。ただ、従いましてその契約の締結に基きまして、基金と市町村間の関係が發生をいたすわけであります。實際にはそのような関係が發生いたしまして、それに伴うところの履行として基金に対する市町村の支払いを行うということとは、必ずしもさういふ建前であっても起らない場合があるいは

あるかもしれない。さういうときには、それに対する基金として支払いをいたすことはできないわけでありまして、一応契約によつて権利義務の發生というところは行われてはいるけれども、その履行段階においては、基金としても支払わぬ場合に払うというところは不適当であるという考え方から、ただし書きによつて掛金を支払わない市町村に対しては基金としては支払いはいたさない、さういふただし書きを次の条文でつけ加えたわけでございます。

○委員長(松岡平市君) ちょっと。あなたは建前という言葉をに入れておられる、先ほどから建前としては、建前としてはと言われるが、さういふ言葉でござんかといふこと、第九條によつて市町村は基金と契約を結ばなければならぬ義務があるかどうか、この法文によると一つの義務があるといふふうには表現しておられない。ところが、今、政府委員の説明によると義務がある、さういふ建前として、義務があることを建前として、さういふあいまいもことなる言葉では私たちは了承できない。むしろ義務があるならあるように、この法文をわれわれは直さなければならぬ。義務があれば、さういふ法文で、今度は義務によつて当然支払わなければならぬ掛金をさういふふうに予定する必要がある。少くとも相手は公共団体、それにこの法律を立法してこの契約を結ばなければならぬ義務を市町村に負わせたといふことなら、市町村は当然掛金を支払わなければならぬ義務が生じてくる。どうもここで、とつさにあなた方は第九條において義務づけ

られてゐると確言しておられるけれども、義務があるなら支払わなければならぬのだから、支払えないものがあるといふことがあれば、これはほかの制裁を幾らでも加える。これはどうもあなた方は第九條を必ずしも義務づけたいなふりに考えておられると私は今まで推測しておつたのだが、ほんとうのことを言つてどうですか。

○説明員(横山和夫君) これは義務と言います場合の表現の仕方についていろいろ段階があると思つております。何々しなければならぬという形における義務の規定の仕方と、さらには先ほど来繰り返して申しましたように、建前としてさうなる、いわゆる「もの」とする」といふやり方と種々あると思うのでありますが、この場合には、「ねばならない」といふ表現でなくして「ものとする」としまして、ただし、しかしらばさういふ場合に当該市町村が契約を結ばないという状況に、制度はさういふことを予想してないものであります。現実にはさういふ問題が起つた場合にはどうするか。これはこの法律上、その場合には同様に罰則を加えるといふような規定はないという、そのような意味におけるやはり一応の締結に關する義務的な規定である。このように考えております。

○委員長(松岡平市君) さうすると、あなたの考へておられるのは、契約だけ締結することは締結しない。掛金を払ひ、払ひぬは自由だと、さういふことですか。

○説明員(横山和夫君) 掛金を払ひ、払ひぬは自由だといふ考え方はありません。やはり締結を行うといふの

を建前とし、従つてその建前に基いて掛金は当然に払ふことを予想し、その建前をとつておるわけでありまして、ただし實際の問題として、もしも掛金を支払わないという市町村があります場合には、基金としてもそれに対する、まあ民法上で申しますれば、同時履行の抗弁権とも申しましようか、さういふ意味合いにおきましてただし書きの規定を入れた次第でございます。

○委員長(松岡平市君) あとでまた、大臣もお忙がしいだらうから、詳しくその点については委員会外でもよろしい、説明を聞きますが、それでこの基金が成り立つと考へていらつしやるのですか。私から言われれば、どうもそのところには私は非常な疑いを持つ。九條であつたは義務についてはいろいろ段階があると言つたのですけれども、せぬでもないものは義務じゃないのです。こんなことを政府委員が、説明員にしてもおつしやつてはいけません。先ほど伊能君が聞かれたことは、この九條といふものは市町村はしなければならぬかどうかと聞いたら、しなければならぬのだとおつしやつた。それはそれでいいです。しなければならぬものならば、それは義務というのです。せぬでもないものは義務じゃないのです。期待しておる、建前としておるということとは、あなたの方、これは立案した人の心持だけであつて、法文の上で何も期待も心持もありません。さうして今おつしやるがごとく、これはまあ一応締結する、さういふ九條に書いてある。期待通りする。十條では掛金を支払わないものがあることを初めから予定しているわけですが、ただし書きで……さういふもので、

締結についてはしつ放しにした。掛金を払ひないような町村は全国にたくさん出てこないかあなたは思つていらつしやる。私は非常にたくさん出るだらうと思う。これでは事故が起るか、起らぬかわからないのですから、その先になつて見なければ……これはあつたからほかの条文中で關連して私は指摘しますけれども、事故が起つたときに払つていかぬからならぬ。これは一つも規定をしていない。事故が起つてから掛金だけ払へば保険金はくれると、さういふことになりさういふ氣がするのです。この法律から見るとさういふと……あつてその点は細かにやりますけれども、さういふあなたの方は、とつたことになしに、この法文を整理して御答へ願ひたいと思つた。

○説明員(横山和夫君) 今御指摘のように、あとで關連した問題がありますので、私たちの方もその問題を御質問に應じてお答え申し上げて、御審議をいたさうと思つております。

○加瀬亮君 今、委員長が指摘した点に私も關連の問題でありますけれども、今、説明員の方の御説明によりましては、第九條が義務であるといふ点は何ら説明されておらないと思つた。むしろ御説明から受ける印象と、私の理解をもつては、伊能委員や、委員長の指摘しておられるような義務といふものではないような解釈すら持たざるを得ないと思つた。そこで逆らうに伺ひたいのでありますが、これは義務なんだと、市町村に対する義務なんだといふことであるならば、提案理由の説明の中に、義務であるといふ点をもつと明確に打ち出すべきじゃなかったのか。その提案理由の第三には、

「基金は、契約を結んで掛金を支払った市町村に対して」という言葉で出ておりまして、それでは説明員のたゞいまの御説明と合わせて考えると、どうも委員長の指摘しているような義務という観念を初めから政府は持つておらなかったのじゃないか、こういうふうな考えられるのですが、その点はどうなんでしょうか。

○委員長(松岡平市君) これは政府委員からお答え願いたい。

○政府委員(鈴木謙二君) この契約は公法上の特殊な契約と私は考えております。それで一応全市町村が義務的に加入するということにはなっておりますが、それに伴う罰則、入らなかつたときにはどうなるかという点も罰則規定は全然ございませんので、加入契約を締結しない町村に対して、政府として、あるいは基金としてこれを処置する方法は何らとられておらないわけでありまして、そういう点で、同じ義務と申しまして、公法上の特殊な形態でありますので、一般的に強い意味での義務とはいささか性格が違つてゐる面があると考えております。そういう点で、加入しなくても、あるいは契約しなくても、罰則その他の方法がないという点になつておりますので、掛金を出さない場合には、これに対して補償金の支払いはしない、こういう救済的な意味での規定を設けてゐる次第であります。

○加瀬完君 それは前の、委員の方が指摘しておりますが、法律的な観念における義務というものは全然ないということにはなりません。ただ立法観念といつたしまして、義務的に加入をさせたいということなんで、これは

公法上の特殊な契約という御説明でありましたが、特殊な契約ではあるけれども、それは義務というものを確実に伴つてゐるものではないかということになるんじゃないか。

○政府委員(鈴木謙二君) 先ほど申し上げましたように、まあ公法上の特殊な義務という点になるわけですが、これは経過を申し上げますと、法制局等ともいろいろこの立案につきましては打ち合せいたしましたのでございますが、先ほど総務課長からも御説明申し上げましたように、この契約は公法上の特殊な契約であり、また義務というものの解釈につきましても、先ほど私が説明申し上げましたような特殊な形の義務と、こういうふうな解釈をいたしております。

○委員長(松岡平市君) ちょっと。なお加瀬委員はこれについて御質疑があると思つております。私も質疑をしたいと思つておりますが、先ほど申し上げましたように、国務大臣の出席の機会に、国務大臣に質疑をしたいという問題が一、二おありのことを委員から申し出がございまして……。

○加瀬完君 私も国務大臣にちょっとその点をお聞きしたいんです。

○委員長(松岡平市君) 国務大臣は他の所用のために当委員会にそう長くおいで願えないという事情もありますので、もつぱら国務大臣への質疑をこの機会にやつていただきたいと思いますから、どうぞ……。

○加瀬完君 今の政府委員の御説明のようであります。未加入の市町村というのでもできるかもしれないわけですが、そういったら、その市町村によりましては、もうこの基金制度がで

きまして、恩沢に浴せたいというところになり得るわけなんです。そういうふうな、結局この基金による恩恵と言ひますか、恩沢と言ひますか、これを全体の消防関係者に及ぼさないような、あるいは欠点も生ずるのではないかという立場でこの法案をお立てになつたのですか、それとも提案説明の趣旨からいへば、全体の消防関係者を救つて行くというのなら、なぜこれを名実ともに伴つたところの市町村を加入しなければならぬところの義務というものを、はつきり裏づけられるような法案にしなかつたか、この点大臣のお考えを承わりたい。

○国務大臣(大庭秀雄君) ただいま御指摘いただきましたような、そんな事態が起らないように全市町村にこれを及ぼし、それから消防関係者に、もしそういう事例がありましたものについては、すべて同じに恩恵、利益といひますか、そういうことが潤いますようにしたいと思つております。従いまし

て、市長会とか、あるいは町村長会とかの御協力を得まして、そういう漏れがないようにぜひいたしたい、かような考え方で立案した次第でございます。

○加瀬完君 しかし、ただいままでの御説明によりまして、未契約町村ができるかもしれないし、救済の及ばない対象が当然生れることにもなるわけですが、そういうことのないような方策を立てるとおっしゃるならば、なぜはつきり委員長のいは伊能委員の御指摘の通りに義務というものを明瞭に内容とするような法案として御提出にならなかつたのか、この点なんです。

○国務大臣(大庭秀雄君) これでわれ

われは所期の目的を達し得ると考えまして提案した次第でございます。皆さんの御協力を特別にお願いしたいと思ひます。ひとり、一カ町村でも漏れるといへない、かように考えております。

○小林武治君 今の法律に直接関係ありませんが、大臣が御出席の機会に一つ伺つておきたいのですが、先般警察法が改正された、あの警察法の改正といふものは、国会の審議においても非常に困難なことがあつたのであります。が、私どもは警察人員が約三万人減るというところは、警察の効率化あるいは経費節減、こういう問題も大きく一つのあの警察法を通す要素として扱つたのであります。が、ことし何か警察庁において人員の節減を取りやめる、あるいはこれを緩和する、こういうふうな措置を講じられたらどうでございませうか。かようなことは私は当然われわれ委員会にも事前または事後において御報告があつてしかるべきだと思ひますが、今までそういうふうな措置を警察当局はとつておられない、われわれとしては非常にこれを不本意に思つております。が、なぜわれわれにそういうことを御報告なさらないかつたかということ、お知らせにならないかつたかということ、まず伺つておきたい、また、これはそういう報告をする必要がなかつたといふふうに大臣はお考えになつておるかどうか。

○国務大臣(大庭秀雄君) そんな考えは毛頭持ちませんけれども、計画通りの方針で定員の縮減と申しますか、減すべきところを減さなければならなかつたわけですが、一面また犯罪が近ごろ非常に御承知のように増しましたから、あるいは交通が非常に頻繁になつ

て、そつちの方の手がどうしても回りかねるといふようなこともございまして、増員しなければならぬ場合もございまして、差し引き本年は整理を見合せて、ちよいどいいというふうなことに予算のときに決定した次第でございます。それでそのことはさつそく皆様にお知らせすべきでございますけれども、予算でもつてこれは御説明申し上げなきやならぬと考えておりましたけれども、今、小林さんの御指摘のように、早くお知らせすれば……、それが当然でございましたけれども、あるいは手落ちになつたかもしれませうが、手落ちになつたのはどうぞお許しを願ひたいと思ひます。けれども決して他意があるわけじゃございませうから、どうぞ御了承を願ひたいと思ひます。

○小林武治君 警察の当局は、私は警察法改正案が通過したそのいきさつからいへば、当然私もこのこと、この事情はお許しあつてしかるべきであると思つております。が、そういうことは全然なかつたかといふことは、なぞそういう措置に出なかつたかといふことについて私は警察当局の考えを伺ひたい。

○政府委員(坂井時忠君) 大臣からただいま答弁がございましたように、政令を改正いたしましたので、三十一年度の整理計画を一時中止したのであります。が、それぞれ政務関係の方にはお話し申し上げたのであります。正式には予算の問題と関連しまして、予算分科会等でお話しを申し上げたい、こういうふうな考えでおつたわけでありまして、いろいろ手違いがございましたことは、まことに申しわけありませんが、その

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

点はあしからず御了承願いたいと思ひます。

○小林武治君 これは予算と申ししましても、地方財政計画によつて當然の内容は出てくる。しかしこれについて何にも御説明がなかつた。こういうふうに思つておられますが、一体この政令が出たということは聞いておりますが、この年度計画というものがどういふふうになつておるかというところを一つ簡単に御説明していただきたい。

○政府委員(牧野隆司君) 年度計画のお話でございますが、これは御承知のように、警察法の施行令に昭和三十一年四月一日の全国警察の各府県の定員が書いてございまして、各府県の一つ一つの定員は別として、昭和三十一年四月一日において十一万三千五百という数字に至るまで整理をする、こういうことになつております。

そうしてその整理のやり方は、同じように警察法の施行令で書いてございまして、二十九年度が第一年度、三十年が第二年度、三十一年が第三年度に当るわけでありまして、その整理は第一年度四、第二年度三、第三年度三、こういうふうな整理計画になつておるわけでございます。それで先ほど大臣からもお話しのございましたように、一年間整理を取りやめるといふのは、三年目の、四、三、三のうちの三に当る部分の整理をやめる、こういうふうになつておるのでございまして。

○小林武治君 具体的に全国の人員はどういふふうになりますか、そのため……

○政府委員(牧野隆司君) 整理の出発を始めた当時の警察官の定員は十

三万一千九百人、こういう数字になつております。それを先ほど申し上げましたような年次計画によつて整理を逐次やつて参つたわけでございますが、今度第三年度目の整理を取りやめるといふことになりました結果は、具体的に四千八百八十五という数字の整理を取りやめると、こういうことになつておるわけでございます。従つて今度一年間、第三年度目の整理を取りやめました結果の総計は十一万七千六百九十と、こういう数字になるのであります。

○小林武治君 そうすると、いわゆる昭和三十一年度には人の整理は一切取りやめだ、こういうことですか。

○政府委員(牧野隆司君) 警察官についてはそういうことになるわけでありまして。

○小林武治君 そうすると、もう警察の人員の關係はそれで最終決定になつた、こういうことですか。

○政府委員(牧野隆司君) 最終的に申しますと、第三年度目の三十一年に割り当てられた分の整理を取りやめると、そういうことになるわけでございます。それから先がどういふことになるか、そういうことは、一年間の取りやめ、こういうことではございませんから、最終的というにはならない、というふうな考えでおります。

○小林武治君 これは三カ年計画で一応まあ当時の概算で三万人整理する、こういうことになつたのであります。が、そうすると、第三年度目は全然整理しない、第一年度、第二年度の整理はこれは完全にできたのですか。

○政府委員(牧野隆司君) 整理は非常に困難を感じておりましたが、大体の府県におきましてはこの四・三・三の

整理計画に基きまして整理をやつて参つたのであります。

○小林武治君 だからして私が聞いておるのは、これで整理が完了したのか、いわゆる新警察法のできたときの予定というものはこれでもう完了したと、こういうふうな了解すべきかということですか。

○政府委員(牧野隆司君) 一応計画に基いた整理はほぼ所期の目的を達したと、こういうふうな考えでおります。

○小林武治君 所期の目的じゃない。三年度はやめてしまつたのだから所期の目的じゃない。それから何か数字が、当時私どもが聞いたときには全部入れて十五万人、大体これを約三万人整理する、こういうことになつておつたのであります。が、そうすると、一体第一、第二年はどれだけの実績があつたか、こういうことはどうですか。

○政府委員(牧野隆司君) 二十九年度、第一年度は大体一万人、それから第二年度まで終りましたのが四千余人、こういう数字になつております。

○小林武治君 今の数字は予定計画とあまり合つておらぬように思ひます。これは警察の定員というものが、これはいろいろの關係で重大な問題であります。で、今申すように、警察法の通過についてその問題が非常に大きな刺激になつておられこれに賛成した。こういう事情もあるもので、もう通つてしまつたからあとはかまわぬと、こういうふうな態度はよろしくない。こういうふうなことを、予定計画をかように大きく変える場合には、当然われわれにもお話あつてしかるべきだと、こういうふうな思ひのであります。

すが、この点、今後のこともありますので、そういう態度はよろしくないといふふうな思ひます。が、特に注意申し上げておきます。

○委員長(松岡平市君) 大臣から御答へ願ひたい。

○國務大臣(大藏省) 小林さんの御意見つづしんで承ります。

○加瀬亮君 十一條の市町村の掛金についての内訳の御説明があつたわけでございますが、いろいろいただきました資料を拝見いたしますと、補償対象者といひますか、こういうものの数字はいろいろ変動があるようでございまして、一応大体対象者を予定いたしました、それで新しい先ほど御説明のような単位で支給をいたすといひますと、一億六千万円という金額でどうやら所期の目的が達せられる、計数的な点でそういふ、何と申しますか、バランスがとれて参るという御計算でございますか。

○政府委員(鈴木三郎君) この計算は、大体平年度を基礎にいたしまして計算いたしておりますので、大体これでバランスがとれてゆくと考えております。

○加瀬亮君 この掛金は、全市町村が入るといふ御前提だろふと思ひます。が、先ほど問題になりましたように、幾分か結局この法によりましてところの条件に不適格だといふ町村が出て参りました場合、そこで救済しなければならぬという問題が起りました対象に對しましては、どういふふうな救済をするというお考えですか。

○政府委員(鈴木三郎君) 先ほど大臣からも御説明申し上げましたように、市長会あるいは町村長会等の協力を得

まして、これに契約を結ばない町村が一つもないように努力をいたしたいと考えておりますが、實際今日行われてる各市町村の災害補償の現状と、この制度に基く状況とを比較すれば、おそろく理解が十分いけば加入しない町村はないのじゃないかと申しますのは、いたしております。

現在でも各府県には県単位の一部事務組合、あるいは任意組合でやつてゐる所もありまして、おおよそ一部事務組合によつて共済的な制度を持つております。しかしやはり一府県だけでは危険分散が地域的に狭いものですから、どうしても掛金が多い割に支給される補償金額は非常に少いという実情になつております。現在そういう掛金をやつて共済をするという制度が全然ないわけではないのでございまして、ほとんど全府県にそういう府県単位の一部事務組合等がある点からみまして、こういうものよりもはるかにすぐれたこの制度がございまして、全国的に危険分散をすることによつて、ごく安い掛金で相当額の、公務員並みの補償金を支給できるということになれば、おそろくその実情がわかれば市町村は喜んで加入いたしまして、決して加入しない町村はないだらうという確信をもつております。

○加瀬亮君 非常に有利な条件であるからおそろく、現在でも県単位の一部事務組合等が行われてゐるわけであるしするので、もちろん新しい法案が通過した場合は、これによる加入というものは、これは全部漏れなく希望がもてる、こういうことではございませう。また、全部の市町村を入れることの方が非常にいいということではあります。

ならば、なぜ一体、またもとの議論に返るよりでございませうか、公法上の特殊な契約でありませうか、あるいは事務的加入だというふうなことでなくして、義務加入という線をはっきりと打ち出し得なかつたのでありませうか、また打ち出した方がいよいよに私どもは考えられるのでございませうか、そういう線を特にとらなかつたのはなぜでございませうか。

○藤下政一君 今の加瀬君の質問に關連してお伺いしますが、第九条の末尾の「契約を締結するものとする。」という文句を、契約を締結しなければならぬというふうに、明確に市町村に義務づけるような表現の仕方をすることによって何か支障のあることがあるのですか。それは困るということが何かあるのか。逆にそういう観点から一つ答えてもらいたいと思うのです。

○政府委員(鈴木琢二君) ただいまお話のように、その義務を徹底的に義務づけをするということになりますれば、その契約を締結しない場合の処置もまた考へておかなければ徹底しないわけでございます。そこにあるいは罰則を設けるとか、あるいは財政上の特殊な政府として処置をするというようなことが一応考へられると思ひますが、そうなりますと非常に市町村の自主性を侵すような結果になりますので、この考へ方は、市町村の自主性をあくまでも尊重した考へ方に立つて制度を設けるといふ基本的な考へ方に立つております。

○藤下政一君 それならば当局としてはこういう法律を作つても、基金の契約を締結しない市町村もあり得ること

を予想しておられるわけですね、そう解釈してよろしいな。

○政府委員(鈴木琢二君) あるいはそういう町村もあることは予想されるわけでございます。

○委員長(松岡平市君) そうするとあなたは先ほど、これは市町村の義務づけ規定だということとまるで話がばらばらじゃないか。先ほどから私が注意したのはそういうことなんですよ。建前としてという言葉でございませうか、けなないというのです。

○政府委員(鈴木琢二君) 先ほどの私の説明は間違つておりました。取り消したしたいと存じます。全市町村必ず契約を締結するという考へ方でございませう。ただ私ちよつと取り違へましたのは、契約は締結しても掛金を払わない市町村があり得るということとちよつと勘違いいたしましたから。

○委員長(松岡平市君) ますますおかしくなつてきたぞ。

○伊能芳雄君 これはもつと整理して考へると、こういうことなんです、第九条というの。今森下委員の言つたように、ほんとうの義務づけ、法律上の義務ではないですから、義務ということは常識的な義務を言つてゐるのです。法律の義務ではないのです。この言葉は一つの訓示であり宣言なんです。市町村に対してこういうふうなのが適當だというふうに、政府の宣言的なものなんです。従つてこういうことをした以上はこういう優遇をするけれども、入らんものは入らんでもいいのだ、だから入らんものができることも予想はしなければならぬ。大臣も全部の人に均霑したいけれども言つた、この建前から言へば、入らんものがで

きててもよろしい。こういうことに理解しなければいけないので、やはり法律的には義務はない、一つの宣言であり訓示である、勸奨的な訓示である。こういうふうな理解しなければいかん。従つて契約をすることも隨意であり、契約しなければ払わないのは當然である、契約をしても払わない場合がある、こういうことがあると思へると思へるのです。そういうふうに考へないと、この条文は全然違つてきますよ、そういうふうにはつきりしておかなければいかんです。

○委員長(松岡平市君) 総務課長でなしに、そのところをはつきり政府委員から、ちゃんと先ほどから申し上げているように、少し答弁が混乱しておるようです。説明員の説明は説明の補助として聞きますけれども、政府委員が政府の責任において答弁しなければ困る、委員会では。

○小林武治君 契約を結ぶのだと言つて聞かせるのだ。

○委員長(松岡平市君) 速記をとめて。

午後三時五分速記中止

午後三時三十八分速記開始

○委員長(松岡平市君) 速記をつけ

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十九分散会

四月六日本委員会に左の案件を付託された

一、消防団員等公務災害補償責任共済基金法案(予備審査のための付託は三月二十二日)

四月十日本委員会に左の案件を付託された

一、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案(予備審査のための付託は二月二十日)

一、地方税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十二日)

昭和三十一年四月十七日印刷

昭和三十一年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局